特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第120号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成23年２月25日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成23年３月14日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　野間口　有

１、承認番号　第D1115号

２、名称　株式会社クボタ

３、住所　大阪府大阪市浪速区敷津東１－２－47

４、特定計量器の種類　非自動はかり

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉地域支社公告第21号

佐倉都市計画事業寺崎特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定の通知について、同法第98条第５項及び第99条第２項の規定に基づき送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成23年３月14日

佐倉都市計画事業寺崎特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

千葉地域支社

地域支社長　宇佐見一夫

記

１　氏名及び住所

氏名　密本　弘一

住所　佐倉市寺崎3057番地

２　通知の内容

文書番号

ちば開40－235　千葉東部発指定寺17－２－２

平成23年１月21日

従前の宅地

町名及び字名　佐倉市寺崎字木崎

地番　1508番３　地目　田

登記簿地積　330㎡

基準地積　330.65㎡

仮換地

街区番号　43街区　画地番号　２画地

地積　224.80㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成23年２月１日

仮換地について使用又は収益を開始することができる日

別に定めて通知します。

（注意）

１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

（教示）

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第１号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成23年３月14日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
近畿自動車道　名古屋亀山線	愛知県大府市共和町別岨９番28から 愛知県名古屋市名東区猪高町大字高針字牧70番３まで

２．指定する期日　平成23年３月20日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公認会計士等の登録及び登録抹消の公告

平成23年２月中の公認会計士等の登録及び登録抹消者は、次のとおりにつき、公認会計士法第21条の２の規定により公告する。

平成23年３月１日　日本公認会計士協会

〔**開業登録**〕

登録番号	氏名	登録番号	氏名
Ⅰ　公認会計士			
２月17日			
26193	友上　直樹	26194	鈴木健一郎
26195	永田達之介	26196	中川　兼太
26197	野木村崇久	26198	大久保幸治
26199	井本　悠介	26200	岩崎　文昭
26201	中野　有軌	26202	木下　恵一
26203	三木　伸介	26204	岸　健介
26205	小林　正明	26206	中西　章博
26207	福田　哲郎	26208	大月　麗子
26209	渡辺　克敏	26210	青木　泉
26211	中山　尚彦	26212	鏑木　康彰
26213	吉田　直輝	26214	駒田裕次郎
26215	稲垣　博文	26216	近藤　暁子
26217	黒木　信吾	26218	秋村　圭祐
26219	増倉　悠輔	26220	福田健太郎
26221	田川　大輔	26222	髙橋　周
26223	髙林　裕之	26224	伊東　心
26225	畑　斗茂美	26226	山本　陽平
26227	髙橋　洋平	26228	岩田　光太
26229	佐藤　仁	26230	渡辺　毅
26231	伊奈　照雄	26232	徳田　浩一
26233	首藤千香子	26234	徳山　明成
26235	三浦　絢	26236	齊藤　佳明
26237	五十嵐大典	26238	五十嵐純尚
26239	香取　忠秀		